

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の交付処分に係る等級認定の変更（２級への変更）を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年9月4日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の視覚障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを2級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件障害は障害等級2級に相当するものであるとして、手帳の総合等級を2級に変更することを求めている。

本件診断書にあるとおり、請求人の視野障害は2級であることから、総合等級も2級とすべきものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月27日	諮問
令和元年7月26日	審議（第35回第3部会）
令和元年8月30日	審議（第36回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

また、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（ただし、視力障害については1級から6級まで、視野障害については2級から5級まで）の障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。別紙2参照。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

(3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 そこで、本件診断書は視覚障害用のものであることから、その記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、請求人の視覚障害の障害等級について以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、請求人の障害名は「視力障害」及び「視野障害」とされている（別紙1・I・①）。

等級表は、視覚障害の障害等級について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

	3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

また、認定基準7条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとするとしている。

合計指数	認定等級
18以上	1 級
11～17	2 級
7～10	3 級
4～6	4 級
2～3	5 級
1	6 級

障害等級	指数
1 級	18
2 級	11
3 級	7
4 級	4
5 級	2
6 級	1
7 級	0.5

そして、等級表解説は、視覚障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 請求人の障害等級について

ア 視力障害について

等級表における視力は、矯正視力について測ったものをいう（上記(1)等級表参照）とされているところ、本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視力」の欄（別紙1・Ⅱ・1）には、裸眼「右 0.2（× DCyl DAx）」、「左 指数弁30cm（× DCyl DAx）」とそれぞれ記載さ

れ、矯正視力についての記載はない。そのため、処分庁が、診断書を作成した〇〇医師に対し、請求人の矯正視力について確認したところ右眼（裸眼：0.2、矯正0.4）、左眼（裸眼：指数弁30cm、矯正0.01）との回答を得ていることから、等級表及び等級表解説に照らして、請求人の視力障害は、「視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの」（別紙2第1・2・(1)・表1参照）に該当するものとして、障害等級6級（指数1）に該当するものと認められる。

イ 視野障害について

(ア) 本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視野」の欄（別紙1・II・2）の記載によれば、求心性視野狭窄の有無は「有」とされ、I/4の指標における測定による周辺視野角度の総和については、左眼は（上、上外、外、外下、下、下内、内及び内上の総計が）80度以下と認められるが、右眼については、80度を超えるものと認められる。

(イ) また、本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「中心視野」の欄（別紙1・II・3）によれば、I/2の指標における測定による中心視野角度の総和については、左眼は（上、上外、外、外下、下、下内、内及び内上の総計）0度以下、右眼は25度とされているため、両眼中心視野角度は18.75（ $(3 \times 25 + 0) / 4$ ）となる。

(ウ) したがって、等級表及び等級表解説に照らして、請求人の視野障害は、「両眼中心視野56度以下」（別紙2・第1・2・(2)・エ・表2参照）に該当するものとして、障害等級5級（指数2）に該当するものと認められる。

ウ そして、処分庁は、認定審査会に審査を求めたところ、視

力 6 級、視野 5 級、総合 5 級との審査結果を受けたこと、また、視覚障害に係る処分庁からの〇〇医師への照会に対しては、〇〇医師から、視野障害については、処分庁の指摘の通りであり、請求人の視覚障害に係る障害等級についての意見としては、視力障害 6 級、視野障害 5 級、総合 5 級との回答があったことが認められる。

エ 視覚障害の障害等級について

請求人の視覚障害は、視力障害と視野障害が重複していることから、認定基準 7 条により、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級として、重複する障害の合計指数に応じて認定することとなる。

そして、合計指数の基となる各障害の障害等級の指数は、5 級の場合は指数 2 とされ、6 級の場合は指数 1 とされているから（認定基準 7 条・1・(2)）、上記ア及びイより請求人の合計指数は、視力障害及び視野障害のそれぞれの指数を合わせた 3 となる。

そうすると、合計指数「2～3」は、障害等級 5 級と認定するものとされているから（認定基準 7 条・1・(1)）、請求人の視覚障害に係る障害等級の総合等級は 5 級に該当するものと認められる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書等によれば、請求人の視覚障害については、障害等級を総合等級 5 級とし、障害名について、視力障害（右：0.4、左：0.01）（6 級）及び視野障害（両眼中心視野角度 56 度以下）（5 級）と判断すべきであることから、処分庁が、請求人の視覚障害の障害等級を総合等級 5 級（本件処分）とし、視力障害を 6 級、視野障害を 5 級とした処分に、違法又は不当な点は認められない。

- (4) 請求人は、上記第 3 のように主張する。

しかし、前述（１・(3)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、請求人の視覚障害は、本件診断書の内容を認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級の総合等級を５級とし、障害名について視力障害「右：０．４、左：０．０１」（６級）及び視野障害「両眼中心視野角度５６度以下」（５級）と認定するのが相当であることは上記(3)記載のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の変更理由として採用することはできない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙１及び別紙２（略）